

鳥羽市宿泊税条例

（宿泊税）

第1条 市は、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の市民生活と調和した持続可能な観光まちづくりの施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び鳥羽市市税条例（昭和31年条例第11号。以下「市税条例」という。）に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1） 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。
- （2） 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- （3） 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- （4） 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- （5） 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

（納税義務者等）

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

（税率）

第4条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき200円とする。

（徴収の方法）

第5条 宿泊税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（特別徴収義務者）

第6条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、旅館業又は住宅宿泊事業（以下「旅館業等」という。）の経営者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認める場合には、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

第7条 前条第1項の規定により特別徴収義務者となるべき者にあつては宿泊施設の経営を開始しようとする日の前日までに、同条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては当該指定を受けた日から10日以内に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書にその事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しないものにあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 客室数その他設備の概要

(4) 経営を開始する予定年月日（申告の日において既に経営を開始している場合にあつては、経営を開始した年月日）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定により申告書を提出した者は、同項各号に掲げる事項に異動があったときは、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。

3 第1項の規定による申告をした者は、宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- 5 第1項の規定による申告をした者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止した日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人)

第8条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申告し、又は市外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、また同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(減免)

第9条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免することができる。

(申告納入)

第10条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの期間に徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その申告した納入金を納入書により納入（以下「申告納入」という。）しなければならない。

- 2 特別徴収義務者は、申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他規則で定める要件に該当する者として規則で定めるところにより市

長の承認を受けた場合には、次の表の左欄に掲げる期間に徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、前項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる日までに市長に提出するとともに、当該納入申告書に係る納入金を納入しなければならない。ただし、宿泊施設の経営を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1月以内にこれを申告納入しなければならない。

12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

- 3 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

（不足金額等の納入の手続）

第11条 特別徴収義務者は、法第733条の17、第733条の18又は第733条の19の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第12条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

- 2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべ

き額をこれに充当することができる。

- 3 市長は、第1項の申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第13条 特別徴収義務者は、帳簿を備え、次に掲げる事項を宿泊施設ごとに帳簿に記載し、かつ、第10条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間保存しなければならない。

- (1) 宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

第14条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類(以下「関係書類」という。)の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該

関係書類に係る電磁的記録の作成及び保存をもって当該関係書類の作成及び保存に代えることができる。

- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第 15 条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

- 3 前条第 1 項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第 2 項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる

保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（市税に関する法令の規定の適用）

第 16 条 第 14 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する市税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税）

第 17 条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 6 条の 22 の 4 第 6 号及び第 6 条の 22 の 9 第 4 号の条例で指定する法定外目的税とする。

（賦課徴収）

第 18 条 宿泊税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めるもののほか、市税条例の定めるところによる。

（使途の公表）

第 19 条 市長は、毎年度、宿泊税の使途及びその内容を取りまとめ、これを公表するものとする。

（委任）

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（帳簿の記載義務違反等に関する罪）

第 21 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

（1） 第 13 条第 1 項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿したとき。

（2） 第 13 条第 1 項の規定に違反して同項の帳簿を 5 年間保存しなかったと

き。

(3) 第 13 条第 2 項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなく作成せず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿したとき。

(4) 第 13 条第 2 項の規定に違反して同項の書類を 2 年間保存しなかったとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第 22 条 第 8 条第 2 項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から 10 日以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第 3 項から第 5 項までの規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊は除く。）について適用する。

(経過措置)

3 この条例の公布の日において現に旅館業等を経営している者又は同日から施行日までの間において旅館業等を経営しようとする者は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日の前日までに同項に規定する申告書にその事由を証明す

る書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 4 前項の規定により申告書を提出した者は、その申告した事項に異動があったときは、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。

(準備行為)

- 5 特別徴収義務者の指定、納税管理人に係る承認その他宿泊税を徴収するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(検討)

- 6 市長は、この条例の施行後 5 年を経過した場合において社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5 年ごとに同様の検討を行うものとする。

(調整規定)

- 7 施行日が刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号)の施行の日(以下「刑法施行日」という。)前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第 21 条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の適用についても、同様とする。